

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

東京歯科保険医協会

2020年5月8日更新

※情報を随時更新しておりますが、リンク切れ等が生じている場合もございます。予めご了承ください。

目次	P 1
・ Q 1～Q 4 <歯科医療機関の対応について>	P 2
・ Q 5～Q 8 <助成金、融資制度等>	P 3～10
・ Q 9～Q 10 <税務>	P 11
・ Q 11 <共済>	P 11
・ Q 12～17 <労務>	P 12～13

＜歯科医療機関の対応について＞

Q1 従業員に感染の疑いが出た場合、歯科医療機関としてどうしたらよいものか。

保健所への連絡、休診をしなければならないか。

A1 従業員に感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。現在の対応ですと、二週間の休診指示が出る可能性が高いです。なお、歯科医療機関内の消毒は保健所では実施してもらえない。各歯科医療機関で行うか、業者に依頼することになり、費用は自己負担です。

Q2 新型コロナウイルス対策として、歯科医療機関はどのような対応をしたらよいか。

Q2 院内・院外掲示によって、患者さんに発熱などの症状がみられるなど、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応策や、自院での院内感染防止対策などを知らせている歯科医療機関が多いようです。院内掲示があるだけでも患者さんは安心感を得ることができます。協会ホームページ内にひな形（テンプレート）などがありますので、ぜひご活用ください。もし、患者さんや従業員に感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。

Q3 緊急事態宣言がされたことにより休診にしたときの補償などあるのか。

A3 緊急事態宣言が発令されましたら、法律の範囲外のため、歯科医療機関に対して強制的な業務停止命令が出されることはありません。そのため、休診の判断は、各院長・管理者に委ねられます。また、政府は大規模な経済的補償を策定していますが、各歯科医療機関の予防的閉鎖に対する助成金や補償などは現在のところ出ていません。その代わり、融資制度や労働者の雇用継続に対する助成金が設けられています。

Q4 歯科医師もPCR検査ができるようになる、という報道がありました。歯科診療所でPCR検査を行ってもらうことができますか。

A4 歯科診療所で新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査を受けることはできません。なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域等において、「地域外来・検査センター」で検体採取を行う医師等の確保が困難な場合などに、研修を受けた歯科医師が検体採取を行うことがあります。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）問11「令和2年5月5日時点版」より

＜助成金、融資制度等＞

Q5 都から休業要請が出ている業種に対し、休業した場合50万円の給付金が出ると報道されているが、歯科医療機関が休業した場合でももらえるのか。

A5 東京都が発表している「感染拡大防止協力金」の対象は、「都内に事業所がある中小の事業者のうち、都の要請や協力依頼を受け、全面的に協力頂ける事業者」と発表されています。現在、歯科医療機関は東京都が休業要請を出している業種に含まれていません。医療機関は「社会生活を維持する上で必要な施設」として位置づけられているので、「感染拡大防止協力金」の対象になる可能性は低いと考えられます。

Q6 労働者の雇用継続に対する助成金について教えてほしい。

A6 下記のような助成金がありますので、活用できるかご検討ください。

① 「雇用調整助成金」

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

平時より常設されている助成金ですが、緊急対応期間は新型コロナウイルス感染症の影響を受けるすべての事業主が対象となります。雇用保険に入っていない従業員の雇用調整も対象ですので、パートやアルバイトも対象になります。

以下は特例措置についての説明です。

対象事業者	要件	助成率	緊急対応期間 ※2	申請開始時期	窓口
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で雇用保険適用事業主	1カ月の生産指標▲5%など	4／5（中小企業） (解雇を行わない場合は9／10) ※1	2020年4月1日から2020年6月30日まで (緊急対応期間)の休業等に適用	4月13日より	ハローワーク、労働基準監督署

※1 1日1人あたりの助成額単価は8,330円が上限とされています。なお、休業手当を平均賃金の100%もしくは上限額の8330円以上(60%以上の支払)を行っている事業者には10/10で助成されます(上限額8330円は変わらず)

※2 この期間の雇用調整については生産指標の緩和が認められています。

上記の通り、申請要件などが大幅に緩和されております。具体的には、3カ月間の生産指標※が▲10%であった要件が、1カ月▲5%でも可能とされたことなどです。詳細は以下を参照ください。

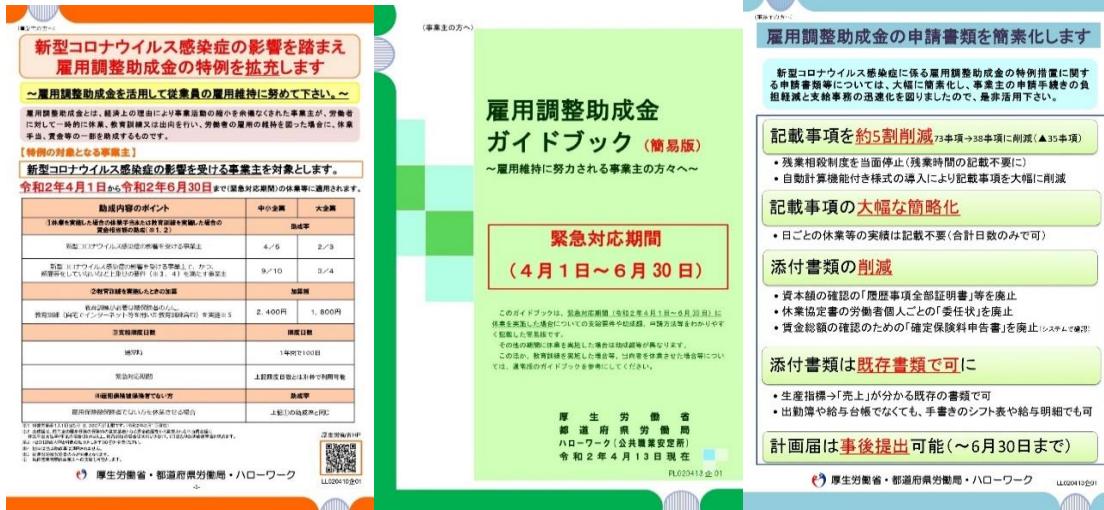
※生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。

厚労省HPより

※画像をクリック、タップするとリンクに飛びます。

○特例措置について

○ガイドブック



○Q & A

○問い合わせ先一覧

雇用調整助成金FAQ

(1) 制度概要の質問

問1 この制度の対象者はどのような方ですか?
問2 関係機関の連絡窓口はお分かりですか?主な扶助措置の内容を教えてください。
問3 雇用調整助成金の「(事業)」について教えてください。
問4 事業主が支払う雇用手当を削減して下りていただ場合、雇用調整助成金の付与はありますか?
問5 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経営の逼迫」について教えてください。
問6 事業主は新型コロナウイルス感染症の発生した場合、雇用調整助成金の対象になりますか?
問7 今回の特例措置の対象に該当しない場合、一度、雇用調整助成金を受給できまいか?

(2) 特別措置の質問

問8 申請する場合はいつまでに申請できますか?申請書を教えてください。
問9 申請の際提出の書類を教えてください。主な扶助措置の内容を教えてください。
問10 今回の特例措置は、いかから適用されますか?
問11 他の特例措置と併用することはできますか?
問12 緊急対応措置は4月1日からですが、緊急事態宣言が発令されたことによる、特例措置の内容が変わることはありますか?
問13 事業主が支払う雇用手当を削減して下りていただ場合、特例措置の対象には何がありますか?

(3) 事業主の質問

問14 事業主が支払う雇用手当に加えていたりが、労災保険に加入していない場合はありますか?
問15 事業主が支払う雇用手当で4ヶ月の助成は受けられますか?
問16 ○の事業を行っていますが、助成対象の対象になりますか?
問17 お困りとなる場合は扶助措置の内容を教えてください。
問18 他の特例措置と併用することはできますか?
問19 雇用調整の書類について教えてください。
問20 生産性の向上等の取り組みについて教えてください。
問21 事業主が支払う雇用手当を削減して下りていただいますが、再受給できますか?
問22 週5日以内の支給実績割合(1年150日)がありますが、条件緩和の内容を教えてください。

(4) 対象となる会員登録
問23 就業規則の登録者ではない方(20 労働基準の労働者)の対象になりますか?
問24 効果対象者の範囲を教えてください。例えば、雇用したばかりの人や内

申請様式一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

雇用調整助成金の特例措置に関する動画 (4月13日厚労省よりアップ)

https://www.youtube.com/watch?v=Llp_jfNjtPU

雇用調整助成金の更なる拡充措置について (4月25日発表)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626556.jpg>

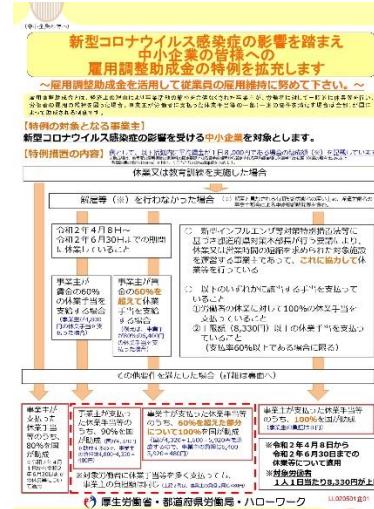
上記内容はすべて以下のURLで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○書類の簡素化について



○特例拡充のお知らせ



②新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金」

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に対して助成されます。

対象事業者	要件	支給額	適用日	申請窓口・期間
①※又は②※の子どもたちの世話をを行うことが必要となつた労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させていること	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。	令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇	学校等休業助成金・支援金受付センター TEL: 0120-60-3999 期間: 2020年3月18日～9月30日まで

※①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

※②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

詳しくは下記をご参照ください。

厚労省HPより

<https://www.youtube.com/watch?v=Rqt8wxPs1pE> (動画での制度紹介)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609316.pdf> (支給要件、申請手続等のご案内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html (内容全般)

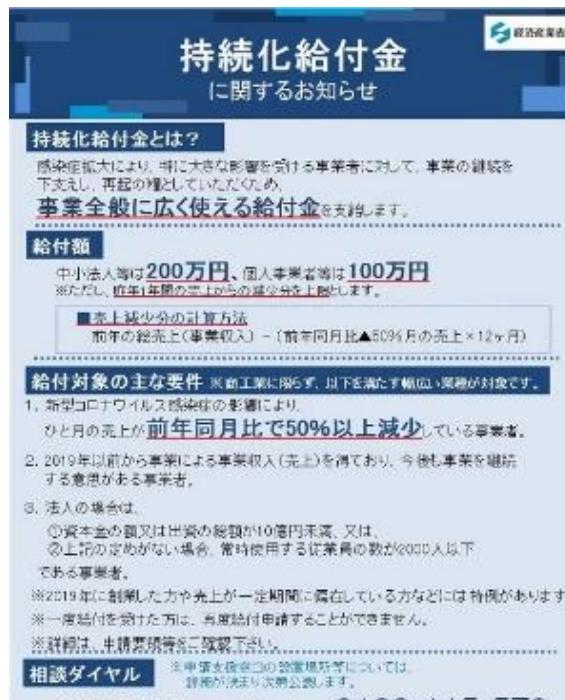
Q7 事業主向けに給付金などもあると聞いたがどのような制度か教えてほしい。

A7 中小企業庁より、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給すると発表がありました。「持続化給付金」といった制度です。

対象事業者	要件	給付額	相談窓口
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても対象。	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少していること。	・法人は200万円、個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。 ・売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）	中小企業金融・給付金相談窓口 TEL: 0570-783183

※画像をクリック・タップするとリンクが開きます。

○持続化給付金に関するお知らせ



⚠ 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

○申請方法



○申請要領（個人事業者）

○申請要領（中小法人等）

持続化給付金
申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者等向け

持続化給付金
申請要領

(申請のガイダンス)

中小法人等向け

2020年6月1日

持続化給付金事務局
(中小企業庁・令和2年6月1日現在 持続化給付金申請手続実施)

2020年6月1日

持続化給付金事務局
(中小企業庁・令和2年6月1日現在 持続化給付金申請実施)

持続化給付金特設サイト（申請はこちらから）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

申請規定（個人事業者）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinseikitei_kojin.pdf

申請規定（中小法人）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinseikitei_chusho.pdf

給付規定（個人事業者）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukitei_kojin.pdf

給付規定（中小法人）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukitei_chusho.pdf

経産省HPより

<https://www.youtube.com/watch?v=r2h035U4lcl&feature=youtu.be> (動画での制度紹介)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html> (よくある問い合わせ)

Q8 コロナウイルス関連の融資制度について教えてほしい。

A8 以下を参考にしてください。

① 「日本政策金融公庫等」

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・運転資金、設備資金
- ・無担保
- ・貸付期間 設備 20 年以内、運転 15 年以内（うち据置期間 5 年以内）
- ・融資限度額(別枠)中小事業 3 億円、国民事業 6,000 万円
- ・金利 初期 3 年間 基準金利マイナス 0.9%、4 年目以降基準金利

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

※特別利子補給制度を併用すれば実質無利子・無担保融資となります。

■公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度（予算成立が要件）」の併用による実質的な無利子化融資の表と Q & A

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishik_a.pdf (日本政策金融公庫 HP より)

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の各々の要件を満たしていただく必要があります。

ご利用 いただける方	【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1・2)		詳細検討中 特別利子補給制度 (注1・2)		ご利用 いただける方
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方	左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方	小規模事業者	中小企業者	
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	-	-	-	-
融資限度額	別枠 6,000 万円	左記の融資限度額のうち、3,000 万円以下の部分	-	-	補給限度額
ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20 年以内 <うち 5 年以内> 運転資金：15 年以内 <うち 5 年以内>	当初 3 年間	-	-	補給期間
利率(年) (注3)	3,000 万円 以下	左記の 3,000 万円以下の部分にかかる 「基準(災害) -0.9%」 の利子 (支払利息) (※) (※)一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給	3,000 万円以下 3 年経過後：基準(災害)	3,000 万円以上 売上高▲20%以上	補給率 (注4)
担保	無担保	-	-	-	-
実施機関	日本政策金融公庫 (国民生活事業)	政府の指定する実施機関 現時点では未定	-	-	実施機関

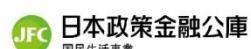
(注1) 経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年3月13日・20:00版)より作成し、経済産業省において監修

(注2) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は選及適用が可能

(注3・4) 令和2年3月17日時点での適用例 (運転資金 1,500 万円・5 年返済の場合)

[3,000 万円以下の部分] 当初 3 年間：0.46%、3 年経過後：1.36%

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。



② 「独立行政法人福祉医療機構医療貸付事業」

- ・長期運転資金
- ・償還期間(据置期間) 10 年(5 年)
- ・貸付利率 当初 5 年間 1 億円まで無利子 6 年目以降 0.2%
- ・保証人必要(保証人不要の場合+0.15%)
- ・貸付限度額 4,000 万円(無担保)
- ・融資の相談 独立行政法人福祉医療機構融資相談窓口 TEL 03-3438-9940
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

③ 「東京都制度融資(東京信用保証協会)」

- ・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資
- ・貸付限度額 2 億 8, 000 万円
- ・貸付利率 期間などにより異なります。詳細は窓口にご確認ください。
- ・返済期間 運転資金 10 年以内 (据置期間 2 年以内を含む)
設備資金 15 年以内 (据置期間 3 年以内を含む)

<https://www.cgc-tokyo.or.jp/>

④ 「信用保証付き融資における保証料・利子減免」

上記のような制度融資にセーフティネット保証 4 号 5 号もしくは危機関連保証の連動する要件を満たせば、保証料・利子の減免措置が受けられ、信用保証付き融資で無保証料・無利子融資とすることができます。なお、既存の信用保証付き融資の借り換えも可能です。

※歯科診療所はセーフティネット保証 4 号に加えて 5 号も指定業種となりました。

経産省HPより

セーフティネット保証 4 号について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

セーフティネット保証 5 号、危機関連保証について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007.html>

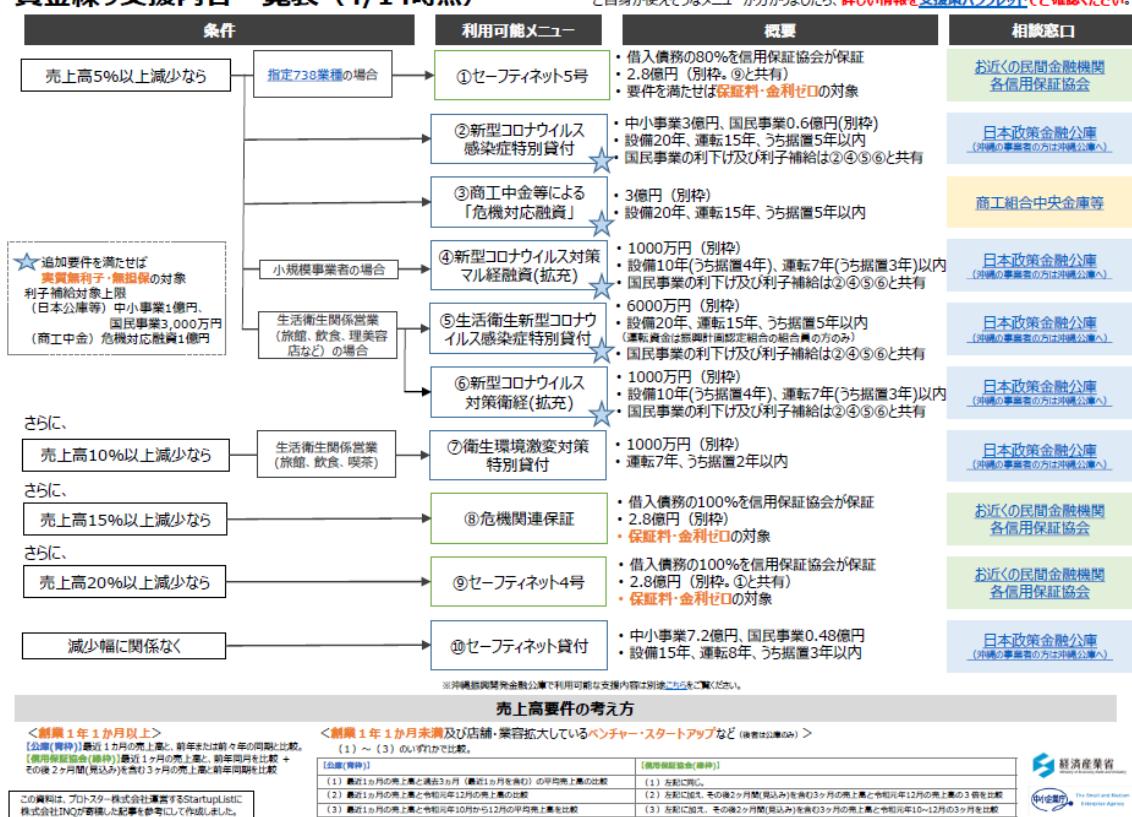
支援資金繰り内容一覧表（4/14 時点）

資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。

ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、

詳しい情報を支援策パンフレットで確認することができます。

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）



<税務>

Q9 経営悪化した場合の納税についての優遇措置などはあるか。

A9 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部も免除されます。申請は税務署で行いますので、まずは所轄の税務署にご相談ください。

Q10 確定申告が済んでいないのだが、怖くて税務署に行けない。

A10 確定申告期限に関しても個人事業主であれば、4月17日以降も柔軟に対応すると国税庁が発表しております。詳細は以下をご確認ください。

国税庁より

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm>

<共済制度>

Q11 新型コロナウイルスにり患し、休診にした場合、協会の休業保障制度や第2休保は対象となるのか。

A11 加入者が新型コロナウイルスにり患した、もしくはり患した疑いがあるなど、第3者の医師が診断し、休業を必要と認めた場合は、給付の対象となります。詳しくは共済部（03-3205-2999）までお問い合わせください。

<労務>

Q12 新型コロナウイルスのスタッフや患者さんへの感染が怖いので、2カ月程休診にしようと思う。スタッフは全員パートなのだが、給与は支払わなければいけないか。

A12 労基法は、事業主都合と判断される休業の場合は、直近3か月間の平均賃金の（各種手当含む）60%以上の支払いの義務があると定めています。加えて、厚労省は、可能な限り助成金など活用し、100%の支払いを行うよう求めていますので、従業員と相談の上、支払い水準などを決定してください。

Q13 従業員から倦怠感があるため、当分の間、休みたいという申請があった。この場合、給与の支払いはどうなるか。

A13 従業員からの申し出の場合は、給与支払の義務はありません。休みたいという申し出があった場合は、有給休暇を取得してもらうか、有給休暇が取得できない従業員であれば、欠勤扱いで問題がないかなど、よく相談した方がいいでしょう。

Q14 自肃による売り上げ不振で休診する場合、従業員に対しての給与や休業手当の支払いはどのようになるか。

A14 厚労省は、自肃による売り上げ不振での休診については、休業手当の支払い義務を課すことは難しいとの見解を出していますが、日本労働弁護団は休業手当の支払いの義務については最終的に裁判所の個別判断になるとされていますので、支払いに関しては慎重に判断した方がいいでしょう。

Q15 新しく歯科衛生士を採用する予定だったが、新型コロナウイルスの影響で患者数が激減しているため難しくなった。既に内定通知書は渡しているが、取り消しなどできるのか。

A15 厚労省は、内定取り消しの対象となった人に対し、就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、内定取り消しを受けた人への補償等の要求には誠意を持って対応すること、としています。加えて、一方的に内定取り消しを行うことは労働訴訟に発展しかねず、内定取り消しが無効とされることもあります。苦しい状況なのは理解できますが、採用が決まっていた人は働き口がなくなり、生活ができなくなってしまう可能性があることなどもよく考慮した上で、採用時期を相談するなど、真摯に対応してください。

Q16 今回のコロナウイルス感染症の影響で、診療所の開院時間を変更したい。

従業員も時差勤務をお願いする。手続きはどのように行うべきか。

A16 長期にわたる診療所の時間変更については、保健所と厚生局に届出が必要です。従業員の方に対しては、労使協定を結んだ上で行う必要があります。

今回のコロナウイルス感染症に伴う業務時間変更に関しては、既に 1 年間の 36 協定を結んでいる場合でも、特例的に変更を認めています。

Q17 新型コロナウイルスの影響で患者さんが激減し、従業員を解雇せざるを得ないが注意点はあるか。

A17 一方的に解雇することは労働訴訟に発展しかねませんが、今回のコロナウイルス感染症における患者減の影響で解雇をしなければ経営がままならない場合、社会通念上認められることもあり得ると考えられます。ただし、労働者保護の観点から、解雇を回避するための努力はしたか、希望退職者等を募ったかなどを問われることがあります。まずは助成金など活用し、可能な限り雇用維持に努めてください。